

①国名	Federal Republic of Nigeria (NG) (ナイジェリア連邦共和国)				
②名称	Federal Ministry of Trade and Investment (特許、意匠)Patents and Designs Registry (商標)Trademark Registry				
③所在地	Block 'H' Old Federal Secretariat. Area 1 Garki - Abuja				
④連絡先	(電話) (234) 803 334 8806 (FAX) (234 8) 234 15 41				
	(E-mail) iponigeria@yahoo.com / nigeriatradermarkoffice@gmail.com				
	(internet) http://www.iponigeria.com/#/				
⑤組織の長	Registrar Patents and Industrial Designs:				
	Ms. Stella Ezenduka				
	Registrar Trademark: Dr. Shafiu Adamu Yauri				
⑥沿革	<p>(1) 特許・意匠法については、1965年法律No.29が1967年6月1日に施行された。この1965年法は、1970年法律No.60 (Chapter 344)により改正され、1971年12月1日から施行されている。</p> <p>(2) 商標法については、1965年法律No.29(Ch.436)が1967年6月1日から施行されている。</p> <p>(3) 上記の特許・意匠法及び商標法は、1990年にそれぞれ統合が行われ、特許・意匠法 (Ch.433) 及び商標法(Ch.436)として施行されている。</p> <p>(4) 2011年 月 日に電子出願による出願の受付が開始された。</p>				
⑦所管	特許権、意匠権、商標権、				
⑩加盟条約	WIPO	ベルヌ	ブリュッセル	フィルム登録	マドリッド(原産地表示)
	1995/4/9	1993/9/14			
	ナイロビ(オリンピック)	パリ	PLT	レコード保護	ローマ
		1963/9/2	2005/4/28		1993/10/29
	シンガポール	TLT	ワシントン	WCT(著作権)	WPPT(演奏及びレコード)
	ブタペスト	ヘーグ			リスボン
		ロンドンアクト	ヘーグアクト	ジュネーブアクト	
	マドリッド(標章)	マドプロ	PCT	ロカルノ	ニース
			2005/5/8		
ストラスブール	ウィーン	WTO			
		1995/1/1			

①国名	Federal Republic of Nigeria (NG) (ナイジェリア連邦共和国)					
⑪統計データ	出願件数		2017年	2018年	2019年	2020年
	特許	全数	280	891	1,122	1,008
		(内 外国出願)	180	509	683	598
		(内 日本から)				
		(内 PCTルート)	120	499	665	589
	意匠	全数		2,191	2,239	1,216
		(内 外国出願)		302	326	200
		(内 日本から)				
	商標	全数	23,879	20,725	18,658	
		(内 外国出願)	8,322	9,504	7,317	
		(内 日本から)				
	登録件数		2017年	2018年	2019年	2020年
	特許	全数	552			
		(内 外国出願)	300			
		(内 日本から)				
		(内 PCTルート)				
意匠	全数		2,002	2,740	1,138	
	(内 外国出願)		300	201	138	
	(内 日本から)					
商標	全数	7,588	6,812	8,329		
	(内 外国出願)	5,503	3,797	5,867		
	(内 日本から)					
出典: WIPO IP Statistics						

⑫ 組 織

<組織図>

①国名	Federal Republic of Nigeria (NG) (ナイジェリア連邦共和国)	
特許制度	②最新特許法の施行年月日	1971年12月1日施行 (1990年統合、1970年法律第60号 Chapter 344)
	③地理的効力の範囲	ナイジェリア国内のみ
	④他国制度との関係	無。
	⑤出願人資格	発明者及び承継人(自然人、法人) (特許・意匠法第2条(1))
	⑥現地代理人の必要性及び代理人の資格	要。海外居住の出願人は、ナイジェリア国内に送付先を定めなければならない、 現地代理人を選任しなければならない。 (特許・意匠法第3条(1)(a)(i))
	⑦出願言語	
	⑧特許権の存続期間及び起算日	出願日から20年。 (特許・意匠法第7条(1))
	⑨新規性判断の基準	内外国公知、内外国刊行物 (特許・意匠法第1条(3))
	⑩グレースピリオド	次の事項が規定されている。期間は、展示日から6月。 ・公認の国際博覧会における展示の場合。(特許・意匠法第1条(3))
	⑪非特許対象	(1)植物又は動物種、植物又は動物の生産の基本的に生物学的工程(微生物的 工程とそれらの生産物を除く)。 (2)公序良俗に反する発明 (3)科学原則及び科学発見 (特許・意匠法第1条(4)、(5))
	⑫実体審査の有無及び審査事項	無。 (特許・意匠法第4条(2))
	⑬審査請求制度の有無	無。
	⑭優先審査制度・早期審査制度の有無	無。
	⑮出願公開制度の有無	無。出願公開制度はないが、登録後に公報により公告される。 (特許・意匠法第4条、第5条)
	⑯異議申立制度の有無	無。
	⑰無効審判制度の有無	無。無効審判制度はないが、特許の無効は裁判所に提訴することができる。 (特許・意匠法第9条(1))
	⑱実施義務	有。特許付与から3年、又は特許出願日から4年のいずれか遅い方までに 使用していないときは、強制実施権設定の対象となる。 (特許・意匠法第11条)
	⑲費用 単位 NGN (ナイジェリア・ ナイラ)	[出願から登録までに掛かる費用] 出願料 88 US\$ [特許権維持に掛かる費用] 年金 33 US\$(毎年)
	⑳料金減免措置の有無	無。
	㉑PCTにおける国内料金減額措置の有無	無。

①国名	Federal Republic of Nigeria (NG) (ナイジェリア連邦共和国)	
意匠制度	②最新意匠法の施行年月日	1971年12月1日施行 (1990年統合、1970年法律第60号 Chapter 344)
	③地理的効力の範囲	ナイジェリア国内のみ
	④他国制度との関係	無。
	⑤出願人資格	創作者又は承継人(自然人、法人) (特許・意匠法第14条(1))
	⑥現地代理人の必要性及び代理人の資格	要。海外居住の出願人は、ナイジェリア国内に送付先を定めなければならない、現地代人を選任しなければならない。 (特許・意匠法第15条(1)(a)(ii))
	⑦出願言語	
	⑧意匠権の存続期間及び起算日	出願日から5年。5年ずつ2回延長が行える。(最長15年) (特許・意匠法第20条(1))
	⑨新規性の判断基準	内外国公知、内外国刊行物 (特許・意匠法第13条(3))
	⑩グレースピリオド*	次の事項が規定されている。期間は、展示日から6月。 ・公認の展示会における展示の場合 (特許・意匠法第13条(4))
	⑪不登録対象	次の事項が規定されている。 (1) 公の秩序又は道徳に反する意匠 (2) 工業上の工程により量産されるような雛型パターンとして使用される鋳型若しくは雛型以外の彫刻作品 (3) 壁飾板及びメダル (4) 元来文学的又は芸術的性質の印刷物(カレンダー、クーポン、本の表紙等) (特許・意匠法第13条(1)(b), 意匠規則22)
	⑫実体審査の有無	無。 (特許・意匠法第16条(2))
	⑬審査請求制度の有無	無。
	⑭優先審査制度・早期審査制度の有無	無。
	⑮部分意匠制度の有無	無。
	⑯関連意匠制度の有無	無。
	⑰「組物」の意匠制度の有無	無。
	⑱意匠分類	
	⑲出願公開制度の有無	無。出願公開制度はないが、出願は登録後、公報により公告(公開)される。 (特許・意匠法第17条(3))
	⑳秘密意匠制度の有無	有。出願日から12月を超えない期間、出願を秘密にすることができる。 (特許・意匠法第18条(1))
	㉑異議申立制度の有無	無
	㉒無効審判制度の有無	無。無効審判制度はないが、無効は裁判所に提訴することができる。 (特許・意匠法第22条(H))
	㉓登録表示義務	無。

①国名	Federal Republic of Nigeria (NG) (ナイジェリア連邦共和国)	
②④費用 単位 NGN (ナイジェリア・ ナイラ)	[出願から登録までに掛かる費用]	出願料 非繊維 61 US\$
		繊維 50 US\$
		[意匠権の維持に掛かる費用]
		存続期間 1次5年更新料 33 US\$
	存続期間 2次5年更新料 33 US\$	
	②⑤料金減免措置 の有無	無。

①国名	Federal Republic of Nigeria (NG) (ナイジェリア連邦共和国)	
商標制度	②最新商標法の施行年月日	1967年6月1日施行 (1990年統合、1965年商標法No.29、Ch.436)
	③地理的効力の範囲	ナイジェリア国内のみ
	④他国制度との関係	無。
	⑤商標法の保護対象	商標、証明商標、防護標章 (商標法第4条、第32条(1)、第43条(1))
	⑥商標の種類	文字商標、図形商標、記号商標、結合商標 (商標法第67条(1))
	⑦出願人資格	標章を使用する者(自然人、法人) (商標法第18条第1項)
	⑧権利付与の原則	先願主義 (商標法第17条第1項、同第19条第1項)
	⑨本国登録要件	無。
	⑩現地代理人の必要性及び代理人の資格	知財法、知財法規則には必要との規定は見当たらない。
	⑪出願言語	英語。 (商標規則32)
	⑫商標権の存続期間及び起算日	出願日から7年。次回から14年ごとに更新できる。 (商標法第23条第1項)
	⑬グレースピリオド	無。
	⑭不登録対象	次の事項が規定されている。 (1)他人に属する商標であって、同一若しくは類似する商品に対して既に登録済みの商標と同一又は混同しやすいほど類似する標章 (2)商標の使用が欺瞞、混同、法律若しくは道徳に反する恐れがある標章 (3)明示、暗示又は推定的な信用の通知 (4)単なる記述的な言葉又は標章 (5)化学物質又は組成物の一般的に使用され、容認されている名前からなる標章 (6)ナイジェリア、ナイジェリア内の地域又は国旗の紋章 (7)「赤十字」又は「ジュネーブ十字」の言葉、及びジュネーブ十字又はスイス連邦十字の標章 (8)サービスマークの標章 (9)スカンダラスなデザインの標章 (商標法第11条～第13条)
	⑮防護標章制度の有無	有。 (商標法第32条(1))
	⑯周知商標制度の有無	有。 (商標法第32条(1))
	⑰一出願多区分制度の有無	無。
	⑱実体審査の有無及び審査事項	有。先行する登録に対する登録性、及び先行する登録との類似性が審査される。 (商標法第17条)
	⑲審査請求制度の有無	無。
	⑳優先審査制度・早期審査制度の有無	無。
	㉑出願公開制度の有無	無。出願公開制度はないが、出願は登録後、公告(公開)される。 (商標法第19条第1項)
	㉒異議申立制度の有無	有。何人も公告日から2月以内に異議申立を行うことができる。 (商標法第20条第1項)

①国名	Federal Republic of Nigeria (NG) (ナイジェリア連邦共和国)	
②③無効審判制度の有無	有。	(商標法第38条)
②④不使用取消制度の有無	有。5年。継続して5年以上の不使用は、不使用取消の対象となる。	
②⑤商標分類	国際分類を採用している。	
②⑥図形要素の分類	無。	
②⑦譲渡要件	有。何れかの商品について商標が譲渡され、かつ、譲渡時に当該商標がある事業において当該商品に使用されている場合において、当該譲渡が当該事業の営業権との関連なしに行われるときは、譲受人は、規定する要件が満たされるまでは、当該譲渡に基づく如何なる権利も取得できない。 (商標法第26条第4項)	
②⑧費用 単位 NGN (ナイジェリア・ ナイラ)	[出願から登録までに掛かる費用] 出願料 55 US\$	
	[商標権の維持に掛かる費用] 存続期間更新料 33 US\$	
②⑨料金減免措置の有無	無。	